

第 5509 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2016年)平成28年 7月13日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyo.com>

⇨ 割引発行の公社債の評価

Q：割引発行の公社債の相続税評価が改正になったそうですが、どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

割引発行の公社債の評価は、次に掲げる区分に従い、原則として市場価額を基に評価することとされていました。

- ① 金融商品取引所に上場されている割引発行の公社債
- ② 日本証券業協会において売買参考統計値が公表される銘柄として選定された割引発行の公社債 (金融商品取引所に上場されている割引発行の公社債及び割引金融債を除く)
- ③ ①又は②に掲げる割引発行の公社債以外の割引発行の公社債

しかし、平成25年の税制改正において、割引発行の公社債の償還差益に係る源泉徴収が、発行時ではなく償還時に行うこととされたことから、割引発行の公社債の評価については、割引発行の公社債の差益金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額がある場合には、その金額を控除した金額によって評価することとされました。

この改正は、平成28年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用されます。

